

マニユライフ生命、『こだわり個人年金(外貨建)』を 新たに第三銀行で発売

円で払い込み外貨で運用、セカンドライフに備える平準払年金保険

マニユライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO: ギャビン・ロビンソン、本社: 東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は、無配当外貨建個人年金保険(積立利率変動型) ペットネーム『こだわり個人年金(外貨建)』を、本日より株式会社第三銀行(取締役頭取: 岩間弘、以下「第三銀行」)を通じて発売いたします。

高齢化が進み定年退職の年齢が変化するなど、ライフスタイルが多様化するなか、リタイアメント後を見すえた経済的準備としての年金保険商品への需要がますます高まっています。『こだわり個人年金(外貨建)』は、公的年金、退職年金や退職一時金に加え、ご自身で将来に備えたいお客さまの資産形成ニーズに的確にお応えするために開発された平準払の外貨建年金保険です。2015年7月に発売した同商品は、当社の金融機関チャンネルにおいては、第三銀行を含め、現在19の提携先で販売されています。

マニユライフ生命は、“今日を生きる。明日をひらく。”をブランド・スローガンとして掲げ、お客さま一人ひとりが充実した「いま」を送り理想の「未来」に近づいていけるよう、今後も先進的な商品の開発に取り組んでまいります。

『こだわり個人年金(外貨建)』の特長

(詳細は別紙および右記 URL を参照: <http://www.manulife.co.jp/kodawari-kojin-fi01>)

1. 毎月一定金額の円を払い込み、契約通貨(米ドル/豪ドル)に換算して*1 積立金として運用
 - 毎月1万円から、一定金額の円(保険料円払込額)により保険料をお払い込みいただきます。また、円と比べ高い金利水準で推移している外貨で運用する*1 ので、比較的高い利回りが期待できます(現在の金利水準、為替水準のままの場合)。
 - リタイアメント後の資産の一部を外貨建でもつことで、資産が分散され、リスクの軽減につながります。
2. 加入後も積立利率は毎月更改、最低保証があるので安心です
 - 保険料払込期間中、積立利率は毎月見直され、市場金利の変動に弾力的に対応します。
 - 米ドル/豪ドルともに、積立利率が最低保証積立利率(年1.5%)を下回ることはありません。
3. 相場、ライフステージの変化、家計の状況に対応できる柔軟なしくみです
 - 保険料円払込額の減額、払込の停止および再開が可能*2 なので、無理なく続けられます。
 - 相場の状況や退職のタイミングなどご自身の状況に応じて保険料払込期間を延長し、払込を継続できます*3。延長後も、保険料円払込額の減額、払込の停止および再開が可能です。
4. 個人年金保険料控除が適用されます
 - 一定の条件を満たしたご契約に「個人年金保険料税制適格特約」を付加することで、お払い込みいただいた保険料円払込額は個人年金保険料控除の対象として、所得控除*4 の適用が受けられます。
5. 告知なしでご加入いただけます
6. 健康相談等の付帯サービス



- マニユライフ生命の業務提携先であるティーベック株式会社が提供する付帯サービス『こころとからだの健康サポートメディカルリリーフ』*5をご利用いただけます。日常の病気やケガに関するご相談や、日本を代表する医師(総合相談医)によるセカンドオピニオンがご利用いただけるサービスです。

- *1 この保険にかかる費用と為替リスクの詳細は別紙2をご覧ください。
- *2 保険料払込期間中に一定の範囲内で保険料円払込額を減額することができます(増額のお取り扱いはありません)。また、ご契約日から10年を経過していること、かつ、この期間中の保険料(保険料円払込額)が払い込まれていることなど、一定の条件を満たす場合、お客さまからのお申し出により保険料円払込額の払込を停止することができます。払込停止となったご契約も、既払込部分は払込停止をしていない場合と同様に運用が続きます。また、停止後の払込再開も可能です。
- *3 延長期間は1~5年(1年単位)まで、延長後の年金支払開始日における被保険者の年齢が80歳以下であることが条件です。
- *4 税務上のお取り扱いについては、2016年9月現在の内容であり、今後、税制の変更などによりお取り扱いが変更となる場合がありますのでご注意ください。また、個別の税務などの詳細については、税務署や税理士など、専門家にご確認ください。
- *5 ティーベック株式会社の主カサービスである「ドクターオブドクターズネットワーク」であり、マニユライフ生命では専用のサービス名称『こころとからだの健康サポートメディカルリリーフ』として提供しています。

マニユライフ生命について

マニユライフ生命は、125年以上の歴史を持ち、カナダを本拠とする大手金融サービスグループ、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニユライフ)のグループ企業です。プランライト・アドバイザー(自社営業職員)、金融機関、代理店の3つの販売チャネルを通じて、法人ならびに個人のお客さまへ、先進的な商品と質の高いサービスを提供しています。ブランド・スローガン「今日を生きる。明日をひらく。」のもと、お客さまが自ら健康で豊かな未来を切りひらいていくためのサポートをしています。詳細はホームページ(www.manulife.co.jp)をご覧ください。

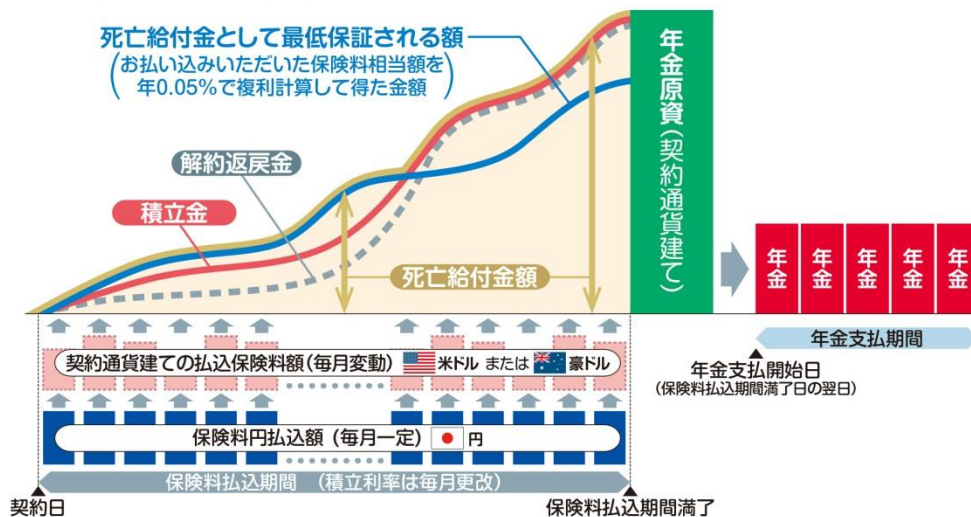
マニユライフについて

マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニユライフ)は、世界有数の大手金融サービスグループです。米国においてはジョン・ハンコックのブランドで、その他の地域ではマニユライフとして事業を行い、お客さまの資金や金融面における重大な決断をサポートする先進的なソリューションをご提供しています。マニユライフは個人・団体・機関投資家のお客さま向けに、ファイナンシャル・アドバイスや保険、資産運用・形成のための商品やサービスをご提供しています。2015年末現在、マニユライフは世界中で34,000人の職員と63,000人のエージェントおよび数千の販売パートナーを擁し、2,000万人のお客さまに商品やサービスをご提供しています。マニユライフの管理運用資産は、2016年6月末現在およそ9,340億カナダドル(7,180億米ドル)です。また、過去1年の間にお客さまにお支払いした保険金、給付金および利息は254億カナダドル超となりました。マニユライフは主にカナダ、米国、アジアで100年以上にわたって事業を展開しています。カナダのトロントに本拠を置き、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。詳細はウェブサイト(www.manulife.comまたはwww.johnhancock.com)をご覧ください。



<別紙1>

【イメージ図】 確定年金(5年)の場合



※上図は保険料円払込額の減額や払込停止、解約などがなかった場合のイメージ図です。将来の年金額および解約返戻金額などを保証するものではありません。

【主な取り扱い】

年金の種類と 年金支払期間	年金の種類		年金支払期間	
	確定年金		5年または10年	
	保証期間付終身年金		終身(保証期間10年)	
保険料払込期間 契約年齢範囲 年金支払開始年齢	確定年金		保証期間付終身年金	
	保険料 払込期間	契約年齢	年金支払 開始年齢	契約年齢
	20年	0～55歳	20～75歳	30～55歳
	25年	0～50歳	25～75歳	25～50歳
	30年	0～45歳	30～75歳	20～45歳
	55歳満了	20～40歳	55歳	20～40歳
	60歳満了	20～45歳	60歳	20～45歳
	65歳満了	25～50歳	65歳	25～50歳
70歳満了	30～55歳	70歳	30～55歳	
75歳満了	35～60歳	75歳	35～60歳	50～75歳
保険料円払込額の 範囲、取扱単位	最低保険料円払込額	最高保険料円払込額		取扱単位
	10,000円	400,000円 ※マニユライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。		1,000円
保険料の払込方法 (回数)	月払			
保険料円払込額の 一括払または前納	登録制	半年払プラン	毎回6ヵ月分ずつ保険料円払込額をお払い込みいただきます。	
	一括払	年払プラン	毎回12ヵ月分ずつ保険料円払込額をお払い込みいただきます。	
	一括払		2～12ヵ月分の保険料円払込額をまとめてお払い込みいただきます。	
	前納		2～40年分の保険料円払込額をまとめてお払い込みいただきます。 マニユライフ生命所定の利率で保険料円払込額の割引があります。	
※月単位の契約応当日が到来するたびに保険料円払込額をもとに契約通貨建ての保険料を計算し充当します。				
保険料の払込方法 (経路)	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替扱 ・クレジットカード扱(募集代理店によりお選びいただけない場合があります) 			
年金受取人	契約者または被保険者			

この保険にかかる費用は次の通りです

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約時に解約控除、年金支払期間中には年金管理費がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

保険関係費

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が控除されます。
- ※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

解約時にご負担いただく費用

- 解約時に、契約日からの経過月数(保険料をお払い込みいただいた月数)に応じて、以下の解約控除をご負担いただきます。

項目	費用	
解約控除	積立金額×36% ×(1-経過月数/120)	解約時に積立金から控除します。

年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払期間中、以下の年金管理費をご負担いただきます。

項目	費用	
年金管理費 【年金支払の管理にかかる費用】	責任準備金額に 0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 年金や死亡給付金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
 - ①「保険料円入金特約C型」を付加し、保険料円払込額をお払い込みいただく場合
 - ②「円支払特約C型」を付加し、年金等を円でお支払いする場合
 - ③「円建年金移行特約C型」を付加し、円建年金への移行に際して、年金原資額を円に換算する場合
- ※対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニュアル生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料円入金特約C型」 の為替レート	契約通貨のTTM+50銭	
② 「円支払特約C型」 の為替レート	契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM-3銭
③ 「円建年金移行特約C型」 の為替レート	契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM-3銭

※平成28年11月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

この保険にはリスクがあります

この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、お支払い時点の為替相場で円換算した年金の支払総額や死亡給付金額等が、お払い込みいただいた保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。



- 保険料円払込額を契約通貨に換算した保険料額は、「保険料円入金特約C型」の為替レートの変動に応じて、お払い込みのたびに変動(増減)します。
- 「円支払特約C型」を付加して円に換算してお支払いする年金額は、「円支払特約C型」の為替レートの変動に応じて、年金のお支払いのたびに変動(増減)します。
- 「円支払特約C型」を付加して円に換算してお支払いする死亡給付金額等は、「円支払特約C型」の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。
- 「円建年金移行特約C型」を付加して円に換算する年金原資額は、「円建年金移行特約C型」の為替レートに応じて、変動(増減)します。